

令和 4 年度人権教育開発事業の測定指標について（案）

測定指標設定の目的

- ・ E B P M（Evidence Based Policy Making）の観点及び優れた取組を定量的に評価し共有を促す観点で、人権教育開発事業における各実施主体（実証地域・学校）の成果を測定する。

測定指標の対象

- ・ 人権教育の指導を受ける児童生徒とする。
※取組の一環で教員に研修等を行うことは差し支えないが、指標は児童生徒を対象に設定する。

測定の方法

- ・ 児童生徒の変容を測定できるよう、取組の前後で質問紙調査を実施する。
※国連「人権教育の影響評価」でも、baseline と target の設定が必要と規定されている。
※測定の対象児童生徒が異なるような測定手法は不可（例：昨年度の同学年の児童生徒と比較する場合）。

測定指標の内容・設定方法

- ・ 実施主体である自治体・学校は、自らが実施する取組・重点課題テーマに応じて測定指標を設定する。
この際には、実施主体は、人権教育を通じて育てたい資質・能力の 3 側面それぞれにつき、測定指標を設定する。
（例）知識的側面：人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
価値・態度的側面：人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意思や態度
技能的側面：対立的問題を非暴力的で双方にとってプラスになるように解決する技能
- ・ 測定指標は、事業成果の明確な把握及び他自治体への周知の観点から、定量的指標とする。ただし、定量的指標を設定した上で実施主体が独自に、上記 3 側面以外の指標や定性的指標を導入することは差し支えない。

測定結果の公表方法

- ・ 各実施主体が当該事業で得た測定結果を、人権教育研究推進事業の人権課題別事業実施報告概要（別紙様式 3-1 から 3-2）（以下、「概要」とする）に記載することとし、同概要を文科省 HP に公表する。この際、国に示した指標の測定結果を同概要に必ず記載することとする。（実施主体の独自指標を併記することは問題ない）

国の関与・今後の展開

- ・ 国は、令和 4 年度事業の実施主体に対し、令和 2 年度（一部令和元年度）事業の実施主体が活用している指標を例示する。
- ・ 令和 4 年度 of 取組状況を踏まえ、令和 5 年度以降の指標の在り方や内容を検討する。